

## 鯖江市農業委員会第4回総会議事録（要旨）

- 1 日 時 令和6年4月26日（金）  
午後1時30分開会  
午後2時14分閉会
- 2 場 所 鯖江市役所 別館4階 全員協議会室
- 3 議 事
- (1) 議案第22号 農地法第3条の許可申請審議について
  - (2) 議案第23号 農地法第4条の許可申請審議について
  - (3) 議案第24号 農地法第5条の許可申請審議について
  - (4) 議案第25号 農用地利用集積計画の意見審議について
  - (5) 議案第26号 カメムシ対策のための要望書について
- 4 報告事項
- (1) 報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - (2) 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - (3) 報告第10号 農業用施設に供するための農地転用届について
  - (4) 報告第11号 令和5年度事業活動実績について
- 5 議 長 福島会長
- 6 署名委員 2番 水嶋和夫委員 3番 笠嶋伊三男委員
- 7 事務局 斎藤事務局長、松田事務局次長、  
石丸事務局長補佐、西森書記、山本書記

午後1時30分 開会

事務局 | それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。

事務局 | (欠席委員の報告)

事務局 | つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いいたします。  
引き続き、議事進行を、よろしくお願いいたします。

福島会長 | 議長就任挨拶  
※以下議長

議長 ただいまから4月の農業委員会総会を開会いたします。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。

まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同 異議なし

議長 では、2番 水嶋和夫 委員、3番 笠島伊三男 委員 にお願ひします。

議長 次に、各部会から4月部会の報告をお願いします。まず始めに、農政部会の報告を、農政部会長からお願ひします。

3番  
笠嶋委員 4月の農政部会の報告をいたします。  
4月22日、月曜日、部会長ほか5名が出席して、農政部会を開催しました。  
協議事項としまして、議案第25号 農用地利用集積計画の意見審議について、  
議案第26号 カメムシ対策のための要望書について協議しました。  
協議の結果については後ほどの議案審議の際にご報告いたします。  
以上、部会報告といたします。

議長 次に、農地調整部会の報告を、農地調整部会長からお願ひします。

2番  
水嶋委員 4月の農地調整部会の報告をいたします。  
4月24日 水曜日、わたしほか8名の出席で、農地調整部会を開催しました。

当日は、部会に先立ち、午前9時00分から窪田委員

と浅野委員の2名により、3条、4条および5条関係の転用案件など約2時間にわたり現地調査を実施しました。

審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは次に議事に入ります。

まず始めに、議案第22号 農地法第3条の許可申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

3条申請番号1（下河端町）  
（概要と目的）

本申請は、譲受人が隣地農地の取得を目的に、畑の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側は市道、西側は畑、南側は宅地、北側は道と接しております。

（耕作・従事要件）

譲受人は、申請地を畑として利用する営農を計画しております。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2番  
水嶋委員

議案第22号 農地法第3条の許可申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。

以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。説明のとおり、承認してよろしいか採決いたします。

議長

賛成の方は挙手願います。

委員一同

## 挙手

議長

全員賛成と認め、議案第22号 農地法第3条の許可申請審議については原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。

議長

次に、議案第23号 農地法第4条の許可申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

4条申請番号1（旭町四丁目）

（概要と目的）

本申請は、共同住宅建設1棟8戸を目的として、田を転用するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側、北側は公衆用道路、西側、南側は宅地と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

なお、申請地は非農地となっており、そのことにつきまして始末書が提出されています。

（立地基準）

申請地は一種住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

（一般基準）

隣接農地はありません。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2番  
水嶋委員

議案第23号 農地法第4条の許可申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。

以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長                   ご意見ございませんか。無いようですので議案第23号 農地法第4条の許可申請審議について農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

議長                   賛成の方は挙手願います。

委員一同               **挙 手**

議長                   全員賛成と認め、議案第23号 農地法第4条の許可申請審議については原案のとおり可決決定されました。

議長                   次に、議案第24号 農地法第5条の許可申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局               5条申請番号1（橋立町）  
（概要と目的）  
本申請は、資材置場を目的として、田の所有権を取得するものです。  
6-1（平成31年4月4日転用許可）と5-1（平成19年7月31日転用許可）とで一体的に利用する計画となっております。  
（申請地および近隣状況）  
申請地（6-2）は、東側は県道、西側は市道、南側は雑種地、北側は田と接しています。  
申請地（4-1）は、東側は県道、西側は市道、南側は宅地、北側は雑種地と接しています。  
なお、申請地（4-1）は非農地となっており、そのことにつきまして始末書が提出されています。  
雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。  
関係する地元農家組合の了承を得ています。  
（立地基準）  
申請地は農振白地で、街区の面積に占める宅地の面積が40%を超えるため、第3種農地と判断します。  
（一般基準）

申請地 6 - 2 の北側の隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

隣接する田との境界は、L型擁壁を設置するため、土砂流出はありません。

事務局

5 条申請番号 2 (吉江町)

(概要と目的)

本申請は、社員駐車場、雪置場、物置を目的として、田に所有権を移転するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側、北側は市道、西側は田、南側は駐車場と接しています。

雨水は自然流下により勾配を付け、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は準工の用途指定があるため、第 3 種農地と判断します。

(一般基準)

西側の隣接農地に L 型擁壁するため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5 条申請番号 3 (五郎丸町)

(概要と目的)

本申請は、宅地分譲 2 区画を目的として、田の所有権を移転するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は宅地、西側は田、南側、北側は公衆用道路と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は一種中高層の用途指定があるため、第 3 種農地と判断します。

事務局

(一般基準)

西側の隣接農地にL型擁壁するため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

5条申請番号4(東鯖江4丁目)

(概要と目的)

本申請は、住宅建築を目的として、田の所有権を移転するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側、北側は宅地、西側は公衆用道路、南側は田と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は準工の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

南側の隣接農地にL型擁壁するため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5条申請番号5(石田下町)

(概要と目的)

本申請は、住宅建築を目的として、畑に所有権を移転するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側、南側および北側は公衆用道路、西側は宅地と接しています。

雨水は自然流下により勾配を付け、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は農振白地で、住宅等の連たんする区域内にあ

る農地であるため、第3種農地と判断します。  
(一般基準)

隣接農地はございません。

議長 農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2番  
水嶋委員 議案第24号 農地法第5条の許可申請審議について  
審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。  
以上、報告します。

議長 ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明があ  
りましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある  
方は挙手を願います。

議長 ご意見ございませんか。無いようですので議案第24  
号 農地法第5条の許可申請審議について農地調整部会  
長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします  
。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、議案第24号 農地法第5条の許可  
申請審議については原案のとおり可決決定されました。

議長 次に、議案第25号 農用地利用集積計画の意見審議  
について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 (議案第25号について説明)

議長 農政部会の意見を、農政部会長より願います。

3番  
笠嶋委員 議案第25号 農用地利用集積計画の意見審議につ  
きまして、協議の結果、原案どおり総会に上程することと

なりました。

議長 ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長 ご意見ございませんか。無いようですので議案第25号 農用地利用集積計画の意見審議について農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙 手

議長 全員賛成と認め、議案第25号 農用地利用集積計画の意見審議については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。

議長 次に、議案第26号 カメムシ対策のための要望書について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 (議案第26号について説明)

議長 農政部会の意見を、農政部会長より願います。

3番  
笠嶋委員 議案第26号 カメムシ対策のための要望書につきまして、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長 ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長 ご意見ございませんか。無いようですので議案第26号 カメムシ対策のための要望書について農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、議案第26号 カメムシ対策のための要望書については原案のとおり可決されました。

議長 次に、報告事項について事務局から説明を願います。

事務局 (報告第8～11号について説明)

議長 最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局 (連絡事項)

議長 それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後2時14分閉会

署名 議長

委員

委員

鯖江市農業委員会 4月総会 出欠表

議席	氏名	出席	欠席	署名
1番	宮本美典			出席
2番	水嶋和夫		署名	出席
3番	笠嶋伊三男		署名	出席
4番	窪田善一郎			欠席
5番	佐々木一弥			欠席
6番	前田昭一			出席
7番	鷺田晴美			欠席
8番	堀内章義			出席
9番	浅野忠憲			出席
10番	山岸重之			出席
11番	河野道弘			出席
12番	品川昌敏			欠席
13番	福島定己			出席
14番	牧野善隆			欠席
15番	岩尾秀規			欠席
16番	北川利榮			出席
17番	岡井善四郎			出席
18番	服部義和			出席